

四日市市告示第 37 号

四日市市自転車等放置防止条例（昭和61年四日市市条例第33号）第14条第3項の規定により放置自転車等の保管状況を次のように告示する。

令和5年 2 月 7 日

四日市市長 森 智広

- 1 移動した年月日  
別表のとおり
- 2 放置されていた区域  
別表のとおり
- 3 移動した自転車等の台数  
別表のとおり
- 4 保管場所  
第4保管場所 四日市市末永町地内
- 5 保管期間  
移動日から起算して90日
- 6 連絡先  
四日市市諏訪町1番5号  
四日市市役所 都市整備部 道路管理課 交通安全係  
電話 354-8154

(都市整備部 道路管理課)

別 表（保管の告示）

移動した年月日	放置されていた区域	移動した自転車等の台数
令和4年12月7日	近鉄霞ヶ浦駅(西) 自転車置場	20 台
令和4年12月7日	近鉄富田駅(西) 自転車置場	26 台
令和4年12月7日	近鉄富田駅(東) 自転車置場	12 台
令和4年12月26日	JR四日市駅 自転車置場	18 台
合 計		76 台